第19回京都地方裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成21年11月24日午後1時30分から午後5時15分まで

2 場所

京都地方裁判所第1裁判員候補者待機室

3 出席者

(委員)

上西勝己,河村貞枝,小林千洋,杉田洋,松本久美子,水島幸子,水谷義則,村本伸一,村山素子,安田拓人,依田建吾,安保嘉博,谷岡賀美,吉野孝義,米山正明

(事務担当者等)

中村隆次,小森友幸,木崎正,村田昌三,巽信裕,水野和雄,蒔田豊人,荒木健二

4 議題

裁判員制度について

- 5 議事
 - (1) 開会
 - (2) 吉野孝義京都地方裁判所長あいさつ
 - (3) 委員の自己紹介
 - (4) 委員会の運営に関する事項
 - ア 委員長については京都地方裁判所長以外の委員の中から選任してはどうか との意見が出されたが、吉野委員長が引き続いて務めることにつき、了承さ れた。
 - イ 議事録及び委員会の議事の公開について委員に諮ったところ、次のとおり 従前の方針を継続することを確認した。

(ア) 議事録の公開

委員会において出された意見を各委員に確認した上,「議事概要」として京都地方裁判所のホームページに掲載する(発言した委員の氏名は表示しない。)。

(イ) 報道機関に対する委員会の公開

議事の傍聴は認めない。

報道機関からの要望があれば、冒頭(所長あいさつまで)における撮影 を認める。

ウ 委員長代理の氏名

吉野委員長は、米山委員を委員長代理に指名した。

(5) 議事

- ア 裁判員制度の概要と実施状況について裁判官委員から説明
- イ 裁判員候補者に対するオリエンテーションDVDの視聴
- ウ 裁判員関連施設について事務担当者から説明
- エ 庁舎見学

裁判員候補者待機室、質問手続室、裁判員裁判法廷及び評議室を実際の裁判員等の動線に沿って見学

才 意見交換

裁判員制度に関する事項について意見交換

(発言者:■=委員長,○=委員)

- 辞退申立てのやむを得ない事由として、事業に著しい損害が生じるおそれとあるが、例えば人気のある外科医が裁判員候補者に選ばれ、本人は是非裁判員をしたいと言っているが、手術予定が4か月後くらいまで入っていて、裁判所に行かれるといろいろな予定を変えないといけないという場合に断ることはできるのか。
- (裁判官委員)

勤務先への影響というのは、法律の解釈としては候補者本人の辞退事由という仕組みになっている。職場は迷惑するかも分からないけれども、本人がやりますと言っている場合に、職場側の事情を優先して選任しないというのは難しい。やはり本人の意思が第一になると思う。

○ 中学校や小学校の教員は、子供たちに自習をさせたりしないといけないので、学校を休むということが非常に厳しい状況にある。今年度のようにインフルエンザが流行って休校になると、なかなか授業日数の確保が難しい。ただ、特に社会科の教員は、実際に裁判所を見学したり、裁判員として体験したことが活きた教材として今後の授業に役立つので、本人としては行きたいが、なかなか学校を休むわけにはいかないということで迷うだろう。代わりの教員が授業をすることは物理的には可能であるが、同じ教員の指導のもとにという継続性の意味合いでは他の教員の授業を持つことは難しい。その場合に辞退することは可能か。

〇 (裁判官委員)

そのような場合には個別質問で、例えば他の教員が代わったり、幾つかのクラスを掛け持つなどの方法が取れないのかということを尋ねることになる。そこで、そういう態勢はとても組めないとか、組んでもいろいろな問題があるというような具体的事情があれば、その事情を詳しく述べていただく必要がある。その上で、裁判所が無理に来ていただくわけにはいかないと判断すれば、辞退の申出を承認することになる。

- 個人的には希望してなれるわけではないので、行ってきなさいというふうに指示を出したい。終えてから子供たちに話ができるし、保護者にも理解を得ることができるだろう。
- 仕事上の理由で辞退を申し出た方が何割くらいいて、その申出に対して 辞退を認めた扱いをしたのが何割くらいかを教えていただきたい。

○ (裁判官委員)

8月から全国で裁判員裁判が始まり、その実施状況が新聞で概略発表されたが、それによると、最初に選ばれた方のうち、当日裁判所に実際に足を運んでいただいた方の率はほぼ50パーセントになっている。例えば裁判員候補者として80人を選んだ場合、40人くらいの方について、70歳以上であるとか、学生であるとか、仕事がどうしても忙しいとか、小さい子供がおり、裁判所へ行くのが無理というようなことで事前に辞退の申出があり、それを柔軟に認めているということになる。ただ、今後も辞退事由をかなり広めに認める運用をするかどうかは分からない。裁判所としては、有職者の方を含め、できるだけいろいろな生活経験を持った方に裁判員として入っていただきたいと考えており、仕事を理由とした辞退をどの程度認めるのか、今後事例を蓄積する中で、第一次の呼出数をあまり多く取らないなど、全体の負担感の解消も考慮して決めることになろう。

- 高齢者で最高どれくらいの方が裁判員になっているのか。
- 〇 (裁判官委員)

統計はまだ出ていないが、新聞報道によると、70歳過ぎできちんと最後まで務められた方がいた。高齢化社会で80歳を過ぎても務められる能力、意欲を持っている方はたくさんいるので、年齢の上限はない。

- 裁判員法が、辞退事由として認めるとして定めているのが70歳以上であるが、70歳以上でも意欲と体力がある人は、どんどん参加していただきたい。
- 認知症の自覚のない方はどうするのか。
- 自分では認知症ではないと思っていて、外から見ても認知症と見えなくて、ある一つのところだけ欠落するということはある。考えてものを組み立てるということができなかったりする。普通に生活しているので、判定できないが、3日間同じところで話をしていれば、ちょっとおかしいというのは分かる。

- 裁判所に来るのは今回が2回目であるが、刑事裁判を法廷傍聴したときに裁判官が非常に優しい物言いをするのが印象に残った。また、実際に手錠や腰に縄を付けたのを見たが、これを見るのは確かにショックだろうし、嫌だと思う。それを裁判員裁判では外した後に入るということで、気を遣っているということがよく分かった。
- 舞鶴の裁判所も本庁と同じように裁判員裁判を行うのか。
- 京都では本庁だけで裁判員裁判対象事件を取り扱うことになっている。 したがって、舞鶴市で起きた事件も本庁で取り扱うので、候補者の方には 本庁へ来ていただくことになる。
- 舞鶴であれば1時間半くらいで来れるが、丹後になってくると2時間余り掛かり、大変だと思う。
- 宿泊が必要な方については前泊を含めて宿泊をしていただき、一定の宿 泊代相当額を国で負担することになっている。
- 今のところ裁判官が裁判員を選ぶ歩留まりが50パーセントくらいということであるが、歩留まりは、本来どれくらいがいいのかという目標値みたいなものがあるのか。

○ (裁判官委員)

例えば最初80人を選び、当日裁判所に来ていただくのは、これまでからすると約40人で、そこから当日になって辞退申出が認められた方や理由なし不選任といって、補充裁判員を2人選ぶ事件では法律上は検察官、弁護人それぞれが最大5人ずつ行使でき、合計で10人を不選任にすると、それだけで二十数人になる。いろいろな見方があると思うが、幅広い階層から無作為で抽出するという制度の仕組みを保つためには、二十数人から8人をくじで選ぶというのは、多すぎず、適切な数値かなと思っている。

○ 基本的に80人から100人くらいに声を掛けるということをずっとやっていると、頭のいい方は、来てもこういう理由だったらやらなくてもい

いということを考えると思う。多くの方の中から適正な方を選ぶという趣旨を周知していかないといけない。行っても選ばれないというようなことも含めて、情報が共有化されないことで、裁判員制度が違う意味で理解されてもいけない。一般の人間からすると、何十人も呼んで6人だろうというところで落ち着いたりすると難しい。どういうふうに理解してもらったらいいのか。

- 何人来るかが分からないし、当日にどれだけの方が辞退を申し出るかが 読めないところがある。おそらく今後もなかなか読めないと思うが、現段 階ではかなり多めに通知を出しているのではないかと思われる。今後どう していくかは大きな問題だと思う。
- 先ほど施設を見学して、立派というのが第一印象である。椅子一つにしてもそうであるし、いろいろなところで立派な設備だと感じた。
- 裁判官と同じ扱いというコンセプトでいろいろな備品を用意している。 評議室の設備や法廷の椅子も見ていただいたように裁判官と同じである。 これだけの費用を掛けても意義があるということで、国民に負担を掛けて いることは間違いない。裁判所としても成果を出していかないといけない。
- 裁判員経験者のアンケートは取っているようであるが、選ばれなかった 人のアンケートも取っているのか。
- 〇 (裁判官委員)

選ばれなかった人にも専用のアンケートがある。

- 質問手続室は、まさに採用面接のレイアウトで、面接を受ける方は非常に緊張する。思ったことをなかなか言えない人もいるので、もう少しレイアウトに工夫があってもいいのではないか。
- 先ほど身近で分かりやすいとか、国民の感覚を反映とか、迅速な裁判の 実現にも意義があるという説明があった。分かりやすいとか、身近とか、 国民の感覚を反映というのはそうかなと聞いていたが、元々裁判には迅速

性と公正が要請されているし、国民はそれを期待していると思う。この裁判員制度ができて、より迅速さが促進されるということもあるのだろうが、もし裁判員制度がなかったら、迅速な裁判の実現に向けてその歩みが遅くなったのか、その辺りを知りたい。

- いろいろな場面でITの応用というか、便利さ、機能を活用しないとなかなか迅速にいろいろなことができないが、それを使いこなせない人はどうしたらいいのだろうという気がする。例えば七十代以上の人は、ちょっとしんどいのかなと思った。
- 迅速な裁判について、検察官、弁護人それぞれの立場から意見を伺いたい。

○ (検察官委員)

検察官は各裁判所に対応して一人ずつ係が決まっているので、法廷が空いている限りは不都合はなく、出廷可能である。弁護人の方が差支えということで期日がどんどんと先になっていたが、それがなくなってくるのではないか。また、従来からも証拠を厳選するということはできるだけやってきたつもりであるが、更に裁判員の方たちに分かりやすく、聞いて見て分かるような証拠を準備しており、ただ、それが長時間にわたると理解しにくいことになるので、短時間で分かるようなものにしている。

〇 (弁護士委員)

裁判は、民事で言えば原告、刑事で言えば検察官の方は、証拠を十分に 集めきって、これで勝てるという段階になって裁判を起こすので、裁判が 始まった段階では証拠が集まっているのに対し、被告側は、突然裁判所か ら呼出状が来て、そこから証拠集めが始まるので、裁判を迅速にされると、 証拠不足で負けてしまう。また、これまで刑事事件において自白の任意性 が争いになり、警察官を呼んで、どのような取調べをしたのかということ を根掘り葉掘り聞き出さざるを得ず、それが長引く原因であった。裁判員 裁判ができてからは、警察が閉じ込めて無理矢理自白をさせたのを調書に して、それを裁判の証拠にするというのはできるだけ止めようという流れ になりつつあるのではないか。そういうことで長引いていたのがなくなる ことを期待している。

〇 (裁判官委員)

従来、刑事裁判でも民事裁判でも思うように期日が集中的に入らなかっ た。また、当事者が念のためにこれを主張するとか、この証人も聴いてほ しいと言ってきたときに、裁判所としては屋上屋を架すようなことで不要 ではないかと言っても、とことん手厚くやりたいということで、戦後六十 年間ずっとそういう慣行が出来上がってしまっていて、なかなか断ち切る ことができなかった。それについては、法曹三者内部でもっと努力すれば よかったという声が国民サイドにあるのは十分に分かっていたが、実際に それを改めることは非常に難しかった。それもあって、司法制度改革審議 会は、刑事裁判の在り方を抜本的に変える一番有効な処方箋として、国民 が参加する裁判員制度と公判前整理手続を導入することを決めた。従来の 刑事裁判が長くなる理由は、漂流型といって、検察官がどのような主張を するのか、それに対して弁護人がどういう反論をするのか、取りあえず法 廷を始めて聴いてみようと、それがほぼ終わったと思ったら、この点も争 いたいとか、裁判所は起訴状一本主義でよく分からないままにやっていく と、結局行き先が見えないままにあっちこっちに漂流して、終わってみれ ば3分の2以上が無駄だったということもあったのではないか。しかし, それが本当に真実発見のために、適正な裁判のために必要だったのかどう かという反省から、法曹三者の協議を事前にやって、始まってどこへ行く か分からない漂流をまずなくそうという制度設計になり、その趣旨が大分 活かされていると考えている。それによって見込まれる争点、それに必要 な証拠調べは一切手抜きをしないが、明らかに無駄と思われて結論に影響 しないところはどんどんとそぎ落としていこうということで、事実認定、 量刑のレベルは質を下げずに、必要なところに絞り込んでいる。それと毎 日法廷を開くということで、先ほど弁護人の都合という話も出たが、難し い事件でも予め一括で5開廷や6開廷を確保してしまい、その代わりに始 まるのが3か月先だとしても、裁判員が参加する時点では全部日程が決ま っているので、公判が電撃的に迅速化するという仕組みになって、その効 果はかなり出てきていると思っている。

- 裁判所へ傍聴に来たのは今日で2回目である。この付近はよく知っているが、ここから入るのかなと思いつつ裁判所庁舎に入ってきて、すごく緊張して固まりそうになった。ただ、法廷で、裁判官などの話がとても分かりやすい上、優しく話されるのを見聞きして、ようやく固まりが少し溶けて、今日は柔らかい気持ちで参加している。
- 新聞等の報道によると、裁判員は選挙人名簿の中からアトランダムにく じで選ばれるが、選ばれた男女の比率が裁判ごとにすごく違う。性犯罪も 裁判員裁判になると聞き、被害者は女性の場合が多いので、もし裁判員が 男性ばかりだったときに本当に裁判が公平になるのか。女性が多いときと 男性が多いときとでは感想が違うのではないか。裁判員制度が導入される ときに男女の比率に関しては人口の比率にしようというような意見が出な かったのか。

○ (裁判官委員)

性別や年齢で分けるなど、いろいろな意見は出たようであるが、最終的には一切属性等について差を設けず、全部無作為にくじで選ぶということになった。くじほど公平なものはないので、結果として仮に男性ばかり6人になったとしてもやむを得ないという判断だったようである。

○ 男女雇用機会均等法ができて一応は平等にはなっているが、お互いに特性が違うということを認めた方がいいと思うことが多々ある。性犯罪の事

件が裁判員裁判で行われた後の検証の中で、本当に公平かどうかという議 論が出てくるかも知れない。

- 1965年ころ、母が裁判所から無作為に抽出されて呼び出されたが、 それを引き受けないといけないのだろうかとすごく悩んでいたことがあっ た。そのこともあって、どういう動きの中で裁判員制度を導入することに 決まったのかという裁判員制度の歴史をこれから勉強したいと思っている。 文献等があれば教えていただきたい。
- 恐らくそれは検察審査会からの通知ではないかと思われる。検察審査会の制度は、昭和23年にスタートして60年以上の歴史があり、検察官がした不起訴処分に対して被害者やその遺族が不服を申し立て、有権者名簿の中から選ばれた原則11人の検察審査員が審査会議でその不起訴処分が正しいかどうかを決める制度である。ある意味では刑事裁判に対する国民の司法参加のいわば先駆けであると言える。裁判員制度ができた歴史やそれに先行するいろいろな制度を知っていただくことは有意義なことで、提供できる資料については提供させていただく。
- これまでは争いがなくて量刑だけが問題となる事案が多かったので、一般の方の感覚を反映させやすかったと思うが、これから責任能力など、裁判官でも必ずしもはっきりしなかった難しい点について、裁判官と裁判員が議論をしてやっていかないといけないので、その辺りがこれからどうなるのかなと気になる。また、被告人がどうやって社会に戻っていくのかを裁判員が一生懸命見て、量刑判断しているところがかなり新鮮で、そういうところは裁判員制度が良かったという感じがしている。
- 記者会見について、他庁では全員拒否したということがあったが、裁判 所の方から積極的に話してくださいということで後押しをしているのかど うか。また、感想として、しんどかったとか、大変だったということは言 ってもいいが、それ以上は言ってはいけないというのは非常に微妙で、具

体的な事実と切り離してはなかなか言えないと思う。また、裁判官の誘導があって壁があるような気がしたという記事が載っていたが、意外に守秘義務が守られていないような気がする。守秘義務について、裁判所からどの程度説明をしているのか。

〇 (裁判官委員)

記者会見については,経験された方が自らの感想・体験談をありのまま 述べていただき、それが新聞やテレビを通じて伝わることは非常にいいこ とだと思っている。積極的な後押しといえるかどうかは別として、「お疲 れのところでしょうが、記者会から記者会見参加の要望がきております。 飽くまでも任意ですが、自由に話していただいて結構です。守秘義務に触 れるようなところになれば、裁判所の方でその質問を変えていただけませ んかと指摘をするなどします。」というような微妙な線引きでやっている。 それについては、いろいろと報道され、批判も出ており、やり方について はなかなか難しいところがある。ただ、新聞報道によると、記者会見で量 刑というのは事情が分かってもそれを数字化するのは、判断材料のストッ クがない国民としては、裁判所からそれなりに参考資料が出ても難しいと 感じたという意見があったが、そのように評議の難しさの実態が批判も含 めてありのままに伝わればいいのではないかと思っている。記者会見中に あまりストップをかけるべきではないと思うが、線引きもないといけない。 今後しばらく蓄積していく中で、自ずから一つのやり方が定着していくと 思う。

■ 記者会見については、記者クラブとの立場の違いはあるが、疲れたなど の点も含めて率直な感想が国民に生の形で伝わることは非常に重要である と位置付けており、できる限り実施していこうと考えている。ただ、裁判 員として来ていただくだけでもかなりの負担であることは間違いなく、し かも相当疲れている上で更に記者会見まで出ていただくというのは、恐ら く心理的にも相当の負担であると思われる。

- 記者からの報告として、京都地裁では他庁の裁判員裁判と比べて大変神経を配って、丁寧に一つ一つ対応しているが、逆に若干裁判員のプライバシーを頑張ってガードし過ぎているというようなことを聞いた。個人的には、第1回目はそれくらい配慮して然るべきだろうと思っている。次に裁判員が来たときにあれでは出たくないということではなく、新しい司法制度として、新しく一つのパートとして国民が参加していく部分に配慮するということは、裁判所に入るだけでもドキドキする国民に対してやり過ぎて足りないことはないと思う。ただ、将来的に裁判員に選ばれた人間がきちんと国民に伝えていかないといけない立場でもあるという自覚が生まれてきたところで、記者会見も含めていろいろな在り方は問われてくるであろう。裁判員を選任する人数の問題もそうであるが、とにかく新しく動き始めたところに一つずつでも配慮しながら裁判員制度が定着していくということをマスコミも基本的には関心を持っている。報道としては、成熟になっていく議論をいろいろと提示して、一つ一つこの制度が確立していくことにしていきたいと思っている。
- 守秘義務は重視しているが、一般人にとって守秘義務というのは認識の中にあまりないと思う。守秘義務の意味を全くつかめていない人が疲れた状態のときに質問をされたら、話していいのか悪いのかを大変迷うと思う。裁判員になった人が大変なので、もう少しメディアの方に質問の仕方を考えてほしいということを言ってもいいのではないか。

カ 次回のテーマ等

次回のテーマについては、裁判員制度について再び取り上げる必要があろうかと考えているが、あわせて次回以降のテーマについて、アンケートを実施するので、その結果も踏まえて検討したいと考えている。

次回の開催時期は、2月中旬ころから3月下旬までとし、後日、日程調整

を行う。

以上